

令和6年度第2回子ども・子育て会議 会議録

日時

令和6年5月30日（木）午前10時から正午まで

場所

流山市役所第1庁舎4階第3・第4委員会室

出席委員

村上 涼会長、田中 由実副会長、設楽 小百合委員、箱田 久美子委員、上橋 泉委員、藤本 喜代美委員、若松 文委員、矢部 ひとみ委員、堰塚 裕一委員、藪本 敦弘委員、小澤 孝江委員、森下 温子委員、長谷部 敬子委員

欠席委員

蛸原 正貴委員

傍聴者

4名

事務局

竹中子ども家庭部長、遠藤子ども家庭部次長兼保育課長、小谷子ども家庭課長、栗原子ども家庭課虐待・DV防止対策室長、宮澤健康福祉部次長兼障害者支援課長、平尾児童発達支援センター所長、渡邊健康増進課長、岩田教育総務課学童クラブ運営係長、石川子ども家庭課長補佐、小谷子ども家庭課子ども政策室長、北根子ども家庭課主任主事、賀上子ども家庭課事務員、梅田子ども家庭課会計年度任用職員

議題

- (1) (仮称)流山市こども計画の骨子(案)の検討について
- (2) (仮称)流山市こども計画にかかるヒアリング調査(第2期)の検討について
- (3) (仮称)流山市こども計画にかかるヒアリング調査(第1期)の中間報告について
- (4) その他

配付資料

資料 1：(仮称)流山市こども計画の骨子(案)について

資料 2：ヒアリング対象施設等(案)【第 2 期】

資料 3：ヒアリング調査中間報告【第 1 期】

参考資料 1：令和 6 年度スケジュール

参考資料 2：こどもまんなか実行計画 2024 案

参考資料 3：こども大綱概要版

議事録《概要》

《村上会長》

ただいまから令和 6 年度第 2 回流山市子ども・子育て会議を開会します。

初めに、本日の出席をご報告します。ただいまのところ、出席委員 12 名、欠席委員 2 名であります。よって、定足数に達しておりますので会議は成立していることをご報告いたします。

初めに、議題の(1)について、(仮称)流山市こども計画の骨子案の検討についてです。それでは事務局から、資料 1 及び参考資料 1 の今後のスケジュールについて説明をお願いします。

《事務局》

資料 1：(仮称)流山市こども計画の骨子(案)について 説明

《村上会長》

以上、事務局からの説明がありました。

(仮称)流山市こども計画の骨子(案)について、こども計画の基本理念、基本的視点及び計画策定に当たっての論点について、事務局から案が示されました。このことについてご意見等いただければと思います。

《若松委員》

こども大綱が示す「こどもまんなか社会」において、「日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり」と書いてありますが、児童憲章等はこの場合、位置付け的にはどこに入りますか。

《村上会長》

児童憲章等の計画の位置付けのところででしょうか。

《若松委員》

民生委員は毎月の定例会で児童憲章の1章を唱和し、皆で共有することを必ず行っております。こども大綱が変わった時に児童憲章がこどもの権利条約等に変更したりするかと思いました。もともと日本国憲法の精神にのっとっている児童憲章はもう今の時代には入らないのではないかと思います質問させていただきました。

《竹中部長》

どのような立場でお答えするか悩ましいですが、こども基本法にも「日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神にのっとり」という規定があります。児童憲章の位置付けにつきましては、法令ではなく、ある意味宣言の様なものになっておりまして、法的拘束力という意味では、法律や条例まではいかないという整理になります。基本的に児童憲章の内容にかかる部分については、今回のこども基本法や児童の権利に関する条約がある程度包含されているものもございしますので、それを引いてあえてこのこども大綱にも明記しなかったのかと思います。

《村上会長》

児童憲章もこども基本法などの中に含まれるところもあるということですね。含まれているところもあるけれども児童憲章も引きながら確認していただければと思います。

《田中副会長》

今回、こどもの権利条約の大事な権利が基本理念に掲げられていてうれしく思いました。それを施策にどう反映していけるかが重要かと思いました。

基本理念の文言は変えることはございますか。

《小谷室長》

基本理念、基本的考え方について議論するのかについてですが、こちらは、この資料の内容でいきたいと思っております。

《田中副会長》

資料の左側に書いてある基本理念は、以前の子ども・子育て会議において皆で決

めた経緯があり、右側は恐らく事務局の方で考えられたと思います。

右側の基本理念の中にある「こどもの権利を保障するための取組を進めます」という表現についてですが、理念に「進めます」との表現を使用するのに違和感があります。

《竹中部長》

ただいまのご指摘については、他の様々な自治体を参考にして考えております。

確かに基本理念を言い切り型で出している自治体もあれば、意思を表明するような書き方で出している自治体もございます。一言一句変えないというわけではございませんので、ご意見をいただければ皆様と合意できる内容で表記をさせていただきたいと思っております。

《村上会長》

今、基本理念についてのお話が出ましたが、何かこの様な表現がいい等のご意見がございましたらお出しいただければと思います。

《藪本委員》

この取組を進めますというプロセスに当てはめるより、ビジョンというか、ある姿みたいなところを理念においた上で、その下の丸印の中でも推進しますというふうに書いてありますので、理念のところは Doing じゃなくて Being について書いた方が良くはないかと思いました。保障する街のような表現の方がより決意が伝わるのではないかと思います。

《村上会長》

流山市がこうありたいというところのビジョンを示すほうが市民の方も分かりやすいかもしれないと思います。

他にはいかがでしょうか。

《若松委員》

私としては初期からいたわけではなかったので基本理念をぱっと見た瞬間にすぐ分かりやすくなったと思いました。

《村上会長》

そういった意見もありがとうございます。

竹中部長お願いします。

《竹中部長》

これまでの計画の基本理念では最後に「流山」を入れていましたが、今回はあえて外しました。何故かと言いますと、市の計画の中で位置付ける基本理念ですので、それをここで表現するというよりも、それをなくした形で、市の理念としてももちろんそういった「流山」という言葉を使わずに表現したいということです。また、こどもにやさしいまちづくりという基本的には児童の権利条約で保障されている権利を保障していくことを意思表示として出したというものがありました。当然、「流山」のこと言っておりますので、あえてこの「流山」を外したのですが、もともと入れたときに何かこういうフレーズにした根拠や思いがあったのかどうか、もし分かったら教えていただければと思います。

《田中副会長》

根拠ということではないのですが、流山市だからというためです。流山市だから「流山」みたいな流れで「流山」とまとめたというのは確かにあると思います。

「流山」を外したのは、特に「流山」はなくても流山市のことを言っているからですよ。ね。「流山」がなくてどうですかね。

《藤本委員》

私もこの流山市のことを言っているのに、「流山」というのは何となく少しおかしいと感じてしまったことと、基本理念の取組を進めていくことになる、今、社会情勢が著しく変化が多いのでどんどんいろんなことが含まれてくるというイメージが出る感じで私は共感できました。

《矢部委員》

「流山」について、少しもやもやしてしまったので発言させていただきたいのですが、すけれども、流山市のこども計画だから「流山」と入れるのも分かるのですが、流山市民でない方も流山市で過ごされている方はいらっしゃると思います。

例えば、柏市内から流山市内の私立幼稚園へ登園される方とかもいらっしゃいます。その方々を分断するわけじゃないのですが、「流山」と入れない方が地域としてこどもを見ているというニュアンスが伝わるのではないかと思います。

《村上会長》

江戸川大学へもいろいろな地域から来ておりますので、そういう意味ではそうですね。他にございますか。

《箱田委員》

私は「流山」という言葉が入るかかどうかというのは、あまりこだわりません。

それで、現計画の基本理念と、新計画のこれから検討される理念を比べてみたときに現計画だと「すべての子ども」というところが、これからの計画では「すべてのこども・若者」というところで、若者というのは、国の方の「こども・若者育成支援」を踏まえてということであろうと思いますし、現実、若者への支援が小さいこどもに比べて薄いと感じておりますので、ここは「こども・若者」というふうにすることに私は納得します。

そして、最後の「こどもの権利を保障するための取組を進めます」の進めた先にどうなのかというのが分かるのが理念であると思います。極端に言ってしまえば、「こどもの権利を保障します」ということになるのかなという気がするので、進めてどうなるのか、どうしたいというところが入ってくるのかなと思いました。

《藪本委員》

「流山」を何で入れたか思い出しました。確か、計画をつくり始めたときは、まだ、流山市の人口の誘致だとかマーケティング的に流山市を定着させていくところも議論の中にありまして、「入れてもいいのではないかな」という会話をして、最後に合理的に「何かできる街」で終わるよりも「流山」と言った方がいいみたいな流れだったような記憶があります。「何とかするなら流山」「何とかすれば流山」だから「できる街、流山」という流れで「流山」と付けたような、そんな話をした記憶があります。

基本理念の中に入っているとは思うのですが、「5つの基本理念」の中にも当然入っていることが分かった上ですが、多様性というか、表現として、この中に内包されてしまっていることが多いのですが、基本理念の中で「多様の」とかそういう表現があるといいかなというふうに感じています。

《村上会長》

多様性というところが、理念の中に入っている内容に含まれているかもしれませんが、あえて出すという方法もあるかなあと思いますがいかがでしょうか。

多様性や共生社会というところも通じるところがありますでしょうか。

この「一人の人間として」というところに多様性や共生社会というところも含まれていると考えられなくもないところがありますが、この辺りは何かご意見ありますでしょうか。

はい、竹中部長お願いします。

《竹中部長》

つくり込みの考えとしては、「第2期子どもをみんなで育む計画」の32ページを見ると、計画の基本理念として、基本理念はこうです、基本的な考え方はこうですという文章をつなげていっています。

今回も構成としては、その様なつくりを考えていまして、基本理念は、ここに書かれてあることを入れさせていただいて、そのあとにしっかりと5つの基本理念も入れて、文章を構成していきたいと思っています。多様性みたいなところは、そういった文章の中に入れていくことはできるので検討していきたいと考えています。

《村上会長》

多様性についても説明文章の中に入れていただけますね。

「学びの保障」というところも、どこかに入ってくる形になるのかなあとと思います。1番上の「生命・生存・発達の保障」の文言、説明のところに「学びの保障」も入れていただけるといいなと思います。

1点質問です。こどもの文言が、以前は「子」が漢字なのですが平仮名にしたのは、この後にそろえた形なのでしょうか。

《竹中部長》

今回、我々が策定しようとしている「こども計画」に関しては、「こども基本法」に基づく、自治体の計画になります。国の方からもこどもの表記については、なるべく、平仮名でと言われているので、それに合わせる形で計画上の名前はこどもを平仮名表記にしようと思っています。

ただし、4ページ目のところを、①こどもの権利保障のところにも触れていますが、今、同時並行的に市議会の方でも「(仮称) こどもの権利条例」についての議論が進められていると承知をしております、条例との関係にもよりますが、条例の方の表記でこどもを平仮名にするのか、漢字にするのか、そういった議論も、今後、制定するのであれば、進められていくと認識しているので、その辺の動向も踏まえながら、決めていきたいと思っております。

《矢部委員》

基本理念のところなのですが、例えば、「すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え、また、こどもの権利を保障するための取組を進め、こどもにやさしいまちづくりを実現します」とかだったら、どのようになるのかなと思いました。

《竹中部長》

確かにこどもを連想するまちづくりを実現の方が、メッセージ性としてはわかりやすいかもしれないですね、私もそう思いますので工夫したいと思います。

《若松委員》

前回の基本理念を読むと、「子どもの最善の利益が実現され」と言いつつ最後は、「地域全体で子育てできるまち」に、ただ子育てが中心になっている視点なのかなと思うことに対して、今回の基本理念は「こどもまんなか社会」をどのように実現するかという位置付けで書かれていることが理解できました。

ただ、今、基本的な考え方のところで語順を換えて基本理念を「やさしいまちづくりの実現」に入れ換えたとしてもほぼ同じ内容になってしまうので、その辺は工夫が必要なのかなと思いました。

「こどもまんなか社会」を実現したらイコール「すべてのこどもにやさしいまちづくり」になるのか、そこに言葉としてどのように組み込んでいけばいいのかなというふうに「こどもまんなか社会」をこどもたちのための支援策のまとめや社会を努力していくとなるとすれば、どういうふうに理念を入れるのか、今いい言葉がなくてもやもやしています。

ただ、例えば、下の基本理念に「すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え」となっていますけれど、あえてここで「子育て」を取ってしまって、最後の「こども・子育て施策の取組を推進します。」では「子育て」を残しておくとか、そういうことだけでもこどもを中心な感じになるのかなと思いました。

こどもの権利を保障する市の基本理念、先ほど会長の方から学びの保障についてはどうですかという話もありましたが、流行に乗るのはどうかなという感じなのですけれど、例えば、SDGsの幾つかの持続可能な社会の中の理念の中にも教育がありますし、パートナーシップでもまちづくりのようなところ、地域で協力していつて実現していこうという17番目の目標があるので、そういったところと照らし合わせて持続可能な社会の在り方として「こどもまんなか社会」を目指すみたいな形で整えるのもいいのかなと思いました。

《村上会長》

いろいろご意見をいただいているいろんなキーワードが出てきますよね。

SDGsとか持続可能な社会とか、そういうところも含めて考えていければと思います。

《堰塚委員》

今、キーワードという話が会長から出ましたが、こども大綱にある「ウェルビーイング」も一つのキーワードではないかなと思います。実際、そこに書いてあるような「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を目指していく。それが「こどもまんなか社会」であると書いてありますが、日本語で文章を書くと確かにまとまった形になるのですけれどもキーワードとしてメッセージ性を持たせる事をみれば、このようなワード表現を盛り込んでいくのは効果的ではないかと思います。

私が住んでいる自治体の方でも、こども計画を制定していて、「ウェルビーイング」という文言を恐らくこのこども大綱の方から引っ張ってきたものだと思うのですけれども、メッセージ性を感じる部分がありましたので意見を申し上げさせていただきます。

《村上会長》

メッセージ性を持たせる内容を考えていくというところで「ウェルビーイング」が出てきました。そういったところも入れて考えていただければと思います。

《森下委員》

先ほど若松委員の意見にもありましたとおり、子どもをみんなで育む計画から今回はこども計画の案で1番感じたのが子育てじゃなくてこどもを中心に持っていくのだなという印象を非常に受けました。

若松委員もおっしゃったとおり、基本理念も若者の育ちや子育てを地域全体で支えるというところに、あえて子育てを残されたのかなと思ったのですけれども、この基本的な考え方には子育てというのが入ってこなくて理念に入ってくるところに少し違和感がありました。

子育てを支えることと子どもを中心にすることは必ずしもイコールでないように感じているので、そこの部分はもう少し議論が必要かなと思いました。

《村上会長》

基本的な考え方の方はこども達で基本理念の方は子育てというふうになっているので、そのところをどうつなげていくかというところが重要になってくると思います。

《小澤委員》

「文化」という言葉も盛り込むことができると良いなと思います。

いろんなところを見ると他の地域では「文化」という言葉が抜けたり入っていたりする場所もありますが、こどもの文化団体も含む会議ですので「文化」という言葉が盛り込めたらいいなと思います。こどもの育ちにとって「学び」も大事ですが、「文化」の視点も入れてくれたらいいなと思います。

《藪本委員》

基本理念とその言葉の使い方について、こどもと子育ての話が議論に出ていたと思いますが、これは決めの方向だと思うので、みんなで合意できれば決めればいいと思うのですが、もともとこども実行計画もベースになるものがこども基本法であるこども大綱ということになるのであれば、参考資料3で配付しているこども大綱の概要版のところの中には、子育てに関わる当事者に対する支援に関しても当然含まれていることになりますので、基本理念の中からバサッと落としてしまうのは、違和感があると思います。

《竹中部長》

今回の経緯、基本的な考え方としては、これまでの流山では、「子育てにやさしいまちづくり条例」というのが基本にあって、それをベースにしてできているので、それを踏まえた上で、今回、こども基本法というところで、まさに「児童の権利に関する条約」の「こどもにやさしいまち」という概念を入れて、流山市らしいこどもの育ちと子育てというものをしっかりと支えていくのだということをメッセージとして発した方がいいということで今回入れております。

確かに基本的考え方のところで抜けているというその整合性はおっしゃるとおりです。そこも考えていきたいと思いますが、今回、「こども・若者の育ち」と「子育て」というのを並列というか、入れたのは、その「子育てにやさしいまちづくり条例」を踏まえて、今は成り立っているということ、その延長線上にあるということを入れたいと思って入れました。今回のご議論も踏まえて、また、検討させていただきたいと思います。

《村上会長》

各委員からご意見、ご質問ありがとうございました。

今回は、理念について特にいろいろなご意見が出たと思います。いろいろなキーワードが出てきましたので、それも踏まえて理念のところをご検討いただくということと、あと基本目標のところの説明ですね、いろいろ含めていただければと思っています。

それでは、議題（１）については以上とします。

次に、議題の（２）「（仮称）流山市こども計画にかかるヒアリング調査（第２期）の検討について」です。それでは、事務局から資料２について、説明をお願いします。

《事務局》

資料２：ヒアリング対象施設等（案）【第２期】 説明

《村上会長》

以上で、事務局からの説明は終わりました。

（仮称）流山市こども計画にかかるヒアリング調査（第２期）においては、配慮を要するこどもや施設利用者、子育て支援者等にヒアリングを行うということになりますので、ヒアリングにおいて対象者ごとにどのような質問を行ったらいいか、現状と課題、今後、市に期待することなど、それぞれのお立場で考えられる質問内容について、ご意見等をお願いします。

《若松委員》

各地区を網羅的にいろいろ調べていただきありがとうございます。

１つお願いですけれども、東部地区の子ども食堂を入れていただけたらいいなと思います。

先日、東部地区の子ども食堂とお話したときに、東部地区の東小学校区と向小金小学校区でだいぶ環境が違うということ、かなり範囲が広く、長崎小学校付近を何となく東部という感じで、東部はとても捉えどころがない広さがあり、全体として把握が非常にしづらいエリアです。

その東部地区に関して、わざわざその東小学校区の子ども食堂に向小金の方から食材をもらいに來るお子さんがいるとかいろいろそういう話を聞いたりもしますので、東部地区の子ども食堂のヒアリングを入れていただいたらどうかと思います。

《村上会長》

貴重なご意見ありがとうございます。東部地区の子ども食堂もよろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。例えばこんなことをヒアリングしてほしいとか、そんなご意見もあれば、いただければと思います。

《設楽委員》

支援者の方の児童発達・放課後デイサービス事業者について、市内事業者（調整中）となっているのですが、もし可能でしたら、肢体不自由の子を見ている事業者と知的障害を見ている事業者をそれぞれ分けて挙げてもらいたいと思います。たぶん肢体不自由の学校で預かっているところとそうではないところで変わってくるのかなと思います。もし調整できたら両方とも入れていただけるとありがたいです。

保護者対象の方には何を聞いてもらいたいのかというのは、私個人の意見になってしまうので上げにくいのですが、周りの保護者の意見を聞いていると、そもそも声を上げる場所が分からないとか、何かこういったこと言っているのかなとか、何かそもそものことで、たぶん内に秘めているものを発言する場所とかがあまりないように思います。実際、前回の障害者支援課のパブリックコメントもそこまで集まらなかったみたいなので、この項目を聴くというよりは、取りあえず声を聴くという感じにできるのであればしていただきたいと思います。蓋をあけてみたら、いろんな声が集まってしまい収拾がつかなくなるかもしれないのですが、まずは、発言しやすい場所を設けてもらうということをお願いできればいいなと思います。

《村上会長》

とても納得しています。障害の種類によってかなり違ってきますので、肢体不自由、知的障害、精神障害、発達障害などの種別によってサポートの状況が大きく異なり、保護者の状況も異なります。放課後等デイサービスのアンケートについて、それぞれの状況が個別に異なることを考慮して検討いただきたいと思います。

《藪本委員》

支援者としてのこれからの課題と、声を上げられない人々へのアウトリーチについて2点質問します。

支援者の方ですが、これからの課題の中に含まれているかなと思いながら聞いてみたのですが、運営していくとか、支援をしていくに当たって事業者として感じている課題という理解でいいですか。例えば、人の確保まで含めて運営上のとこ

ろまで入ってくるのか、直接の利用者には影響があるという話ではないのですが、需要量を確保していこうとするときの一つの制約条件を出すという意味でも聞かれていいのかなと思っているのが1点目です。

2点目ですが、委員間の質問になって大変申し訳ないのですが、設楽さんに質問があるのですけれど、実は、私も声が上げられない方にどういうふうに声を聴くというところについては、うちも地域子育て支援センターをやっていて、来ていただく方の相談を受けられるのですけれど、来ることすらできない方にどうアウトリーチしていくかというところにとっても悩んでいるのです。

なので、例えばでもいいのですが、何かこういう場を設けたらできるのではないかみたいな何かアイデアというか、吐き出し方のアイデアをいただけるととてもいいかなと思い質問させていただきます。

《設楽委員》

その場に行けない方は2種類に分けられると思います。1種類目は情報が分からなくて行けない方、もう1種類は、環境的な問題でお子さんを預けられないとかで外出できない方です。

後者は、私のときがそうだったのですが、保健師さんがこどもの小さいときは、定期的に来てくださっていました。ただ、私がそこで感じたのは保健師さんがケアの必要なこどもの対応をする際に空回りしていると感じた部分があったので、もし可能でしたら保健師さんにもう少しこういう制度につなげられるような知識を更につけていただいて、そこから必要な支援につなげてもらえたら、もう少しスムーズにいくのかなと思っていました。

情報が分からなくて、どこに声を上げていいか分からないというのは情報を拾いに行かない受け手の問題もあるかと思うのですけれど、なかなか難しいと思っています。もし、児童発達支援センターや民間の保育園へ通うことができているのであれば、その先生とかから情報をもらうとか、何かチラシが張ってあるとか、そういった感じで情報提供していただくしかないのかなと思っています。そこからどう声を上げるかとかいうのは、こちら側の問題になってしまうのでその提供まではしていただけたらいいのかなと思います。

何か、たぶんメンタルとかの問題で言えない時期もあると思うので、何か受入れられないとかもあるので気長に声をかけ続けて情報を与え続けてあげるということをしてもらえればと思っています。

《藪本委員》

これは、事業者としての課題で、答えにくいところでもあり、深く悩んでいる問題の1つでもあります。情報提供の最終段階、ラストワンマイルについては、保健師とかの巡回している人がその役割を担えるのかなと思いました。

しかし、これは政策の話題になるため避けますが、さまざまな連携ができればと思います。

《小谷室長》

1つ目の運営上の質問についてお答えします。現時点では、活動中に市民が困っていることやこどもの状況に対する対処法について聴くことを考えていましたけれども、藪本委員の観点もそれに付随してくることもあるかと思いますので、その部分も考慮に入れて検討していきたいと思います。

《箱田委員》

利用者と支援者に関わるところで、自立援助ホームやファミリーホームなどの施設が流山市にも存在すると思いますのでこちらをヒアリング対象にさせていただければ、今後の若者の居場所の検討に参考になると思います。

それから、相談先というところで、私達は児童家庭支援センターという相談機関を運営していますが、児童相談所も多数の相談を受けていると思いますのでそちらへのヒアリングについても検討いただければと思います。

《設楽委員》

児童発達支援センターのヒアリング期間が決まっていないのであればご提案があります。千葉市に医療ケア支援センター「ぽらりす」という機関があります。今、お配りしていただいている資料「千葉県医療的ケア児等支援センター ぽらりす」にあるようにいろいろな機能を担っていきまして、千葉県全域で活動しており、医療ケアについて多機能性を備えた機関で、市から依頼があったら、その市に出向いて、その市に対して、勉強会や講習会も行っている機関ですので、他の市の状況も把握してらっしゃるので、もし、ヒアリングを受けてもいいよと言ってくれるのなら、他の市との比較や第三者的な立場からの意見を得ることができるのではないかと思います。

例えば、PTや放課後デイサービスとかの要望を伝えたときに専門性のある人に話すことで、話がスムーズに進み、状況がより理解できるのではないかと思います。

もし可能でしたら、このような専門性のあるところをお願いしていただきたく思

います。

《平尾所長》

今、設楽委員からご説明があったことで十分な説明と思うのですが、一応、私の方からも補足で「ぼらりす」についてお話をさせていただきたいと思います。

「千葉県医療的ケア児等支援センターぼらりす」は、医療的ケア児だけでなく、様々な障害を持つ子どもや大人の支援を行っています。その役割は、家族の相談対応、専門職の育成、機関間の連携による支援の質の向上、地域の支援体制構築のバックアップ、仲間づくりの支援などを行っているところで、私たち職員もここの研修などに参加させていただいています。

また、中立的な立場で当事者や家族にヒアリングを行い、ヒアリング対象者の決定と同時にヒアリングを実施する方の選定も重要であると感じました。

以上、説明になります。

《村上会長》

「ぼらりす」のヒアリングもご検討いただければと思います。ヒアリングするに当たって関係性も重要になってくると思います。

《矢部委員》

子どもたちの居場所に対する意見等のヒアリング項目の追加についてです。

家にいられずに外に出ている子どもたちがいるとたまに聞きます。どういう環境か分からないのですが、「何時までは遊んでらっしゃい」というような形で、外に出ている子どもが居るというのは私の方で聞いているので、もし、児童センターで遊んでいる子どもたちの中に、家にいられないためにそこにいる子どもがいるかどうかを知る選択肢の質問項目があれば、実態把握の手助けになるのかなと思います。

《村上会長》

そういうところも実態把握に含めていただければと思います。

それに関連して、大学生の場合は若者支援になるのかなと思うのですが流山市在住の大学生でも居場所が家庭になくて、夜、市内を歩き続けている場合もありますので、そういったところも何か聞き取りに反映させていければと思います。

子育て支援員研修のワークショップの際に一時預かり事業者から得た意見ですが、支援者が相談を受けることがメンタル的な負担になることがあるので、支援者が話

し合いを行える場所、スーパーバイズできる場所が必要だという情報がありました。この辺を考慮に入れていただければと思います。

《若松委員》

若者支援について、先ほど大学生のヒアリングということで、かなりカツカツで暮らしている大学生や高校中退者に話を聴くヒアリングができないかなと思います。

例えば、高校を中退してサポート校で学習を続けている若者たちは、高校や大学の卒業資格を得るためにサポート校に通っています。学校に戻ろうとしているこどもは、そこで拾えるかなと思います。

しかし、本当にやめてしまっ行って行き場のないこどもはどうやって拾えばいいのか。実際に高校の先生は、退学した後のこどもにはフォローは全然してないと思うのですが、何か社会的につなげていけるような仕組みがあるのかなと思っています。たぶん高校の先生に聞けば退学したらそれでおしまいというのが今の実態なのかもしれないのですけれども、何かそういうこどもたちの声なり支援先が拾えるだけでも今後のサポートにつながっていくのかなと思いました。

《村上会長》

広く、どういうふうに拾ったらいいのかが難しいですね。

《小谷室長》

若松委員へのお答えというわけではないのですが、ヒアリング調査を行う理由について説明が不十分のようでしたので説明させてください。

こども計画の策定に当たってのヒアリング調査というところが前提になります。こどもや若者の居場所をどう考え、計画上にどう反映していくかというところにつなげるためのヒアリングという形になります。

いろいろな考えの方々がいると思うのですけれども、今回のヒアリング対象として考えていくに当たりましては、まず、そのこども計画をつくるに当たってのこども・若者の居場所というようなところ、また、その先を考えていくに当たるものになるかと思います。あくまでも対象施設に関しましては、前提としてというところの説明をしっかりとできていなかったと思うのですけれども、前提というところを認識していただいて調査を行っていく、また、今回こども計画としては調査対象として考えていきたいと思います。その説明が抜けていたので大変申し訳ございません。ご検討いただいているところでありますが、議論の前提を説明させていただきました。

《村上会長》

今回の調査の前提に立ち戻ってというところになるのでしょうか。若松委員よろしいですか。

他はいかがでしょうか。特にこのヒアリングの担当になられている方、協力委員になられている方で何かご意見がありましたらいかがでしょうか。

はい、長谷部委員お願いします

《長谷部委員》

事前にどのような目的で何について聞きたいということをご連絡ただいて対応できるものでないと、お答えできないこととか判断しかねる部分もあるのかと思うので、事前に私の場合であればフレンドステーションだと思うのですが、こういった内容を調査したいということを示していただくことで調整が可能かなと思います。

《村上会長》

手続上のことでご意見をいただきましたが、その手続上で依頼書のようなものをいただける形になりますか。

《小谷室長》

はい、依頼書等を作成させていただきます。

《田中副会長》

ファミリー・サポート・センターのアンケートについて、利用会員と提供会員の間には違いがあると思います。利用者の背景にある問題や課題については、アドバイザーや事務局側は把握しているものの、サポートを提供している人がそれについてどの程度理解しているかは不明である場合もあるので、打ち合わせをさせていただければと思います。

《村上会長》

特にアンケートやヒアリングでは、何を聴くかというところは重要なポイントになり、拾い上げる上で十分な打合せをさせていただければと思っています。

《村上会長》

そうしましたら、各委員からご質問ご意見ありがとうございました。いろいろな実態に即したご意見いただきましたのでそれを反映した内容でアンケート、ヒアリ

ング等を行っていただきたいと考えています。

それでは、議題（２）については以上とします。

次に、議題の（３）「（仮称）流山市こども計画にかかるヒアリング調査（第１期）の中間報告について」です。

それでは、事務局から資料３について、説明をお願いします。

《事務局》

資料３：ヒアリング調査中間報告【第１期】 説明

《村上会長》

以上で、事務局からの説明は終わりました。

第１期のヒアリングについて中間報告がありました。このことについて、ご意見等をお願いします。

《田中副会長》

ファミリー・サポート・センターのアンケートをまとめていただきましてありがとうございました。私たちは、公的なアンケートを利用者に実施したのは初めてだと思います。これまで会員交流会などで意見を聞いてきましたが、８０人程度の利用者に対して行われたのが初めてだったと思います。

料金については難しい問題と思っています。送迎などのサービスは３０分程度で終わることもありますが、最低１時間７００円から８００円の料金をいただいています。それでも高いと言われる方がいることは把握していますが、そこは難しいと感じています。提供会員は、その時だけのために１時間だけ提供会員は時間をつくって空けているという、そのぐらいだと事業者側としては考えております。

《藪本委員》

病児保育について、利用者からはおおむねこういう回答になると思っていました。やはり整備量が少ないという問題があります。預かってもらいたいときにどうしても集中してしまうところがあって、必ずしも利用したいイコール利用できるではないという病児保育ならではの特性があります。２２万人の人口に対して、もう少し整備があってもいいと思います。１事業者として仲間がもう少し増えるといいなと思っています。

キャンセルに関する問題も難しいです。夜間のキャンセルの繰上げとかが入り交じってしまうと開始する時間がそもそも違うとか病状が変わると準備するものが変

わってくるため、これが悩みの種となっています。キャンセル問題は病児保育における長年の課題で、利用者からの声を受けて運営側としてどう対応すべきかを常に悩んでいます。

《藤本委員》

初めてこのようなヒアリングをいたしました。一時預かり施設の数が少ないのですが、これは行政的に増やせないかと思いますが、初めに認可を受けた時から決まっていますから無理ですね。

他の園でもできる体制ができれば良いと思っていますが、一時保育には多くの課題があります。東京では死亡事故も発生しています。特に、急な預かりは難しいのですが、それでも、できる限りのことをやって、一時預かりをしています。

個別にヒアリングのフィードバックをもらえたらうれしいと思います。フィードバックから課題を見つけ、それを改善することで利用者が良ければと思っています。一時預かりは利用者のために行っておりますが、自分たちに課題があるのかなと感じています。これやっていただいて、良かったと思っています。

《村上会長》

フィードバックの希望がありますが、その点についてはいかがでしょうか。

《小谷室長》

フィードバックについては、どのような形でフィードバックするかこれから検討させていただきたいと思います。

《村上会長》

協力した協力委員の園にも、還元することができるかと思っていますのでぜひご検討いただければと思います。

《堰塚委員》

学童クラブに関するアンケートについて、ちょうどその調査期間が始まって間もなくに、運営法人の協議会があり協力依頼をしています。

学童クラブごとの内訳に関しては示されていませんが、法人ごとの呼びかけの差などにより若干のばらつきがあるかもしれません。ただ、アンケートの内容に関しては、おおむね各学校に共通する内容であるかなと思います。

私の方からも若干コメントしましたが、民間の学童との併用に関する意見やコメ

ントが書いてありましたが、これは現状を表していると思います。

《若松委員》

5 ページの子育てサロンで東部公民館（たんぽぽのひろば）が書いてあって、一応、館長なので、調査結果を見て、本当にその通りだなと思ったところです。

お母さんたちが子どもさんたちを連れて楽しくリトミックをされている様子が書いてありました。改善して欲しいということで回数を増やして欲しいと書いてあるのですが、実はこれは自主事業で公民館の方の指定管理の事業の中で、市からの支援なく行っているものなので、増やすのは難しいと率直に思っています。

《村上会長》

市からの支援がないということなのですね。そういったところも検討いただければというところでしょうか。

以上で、各委員からご質問・ご意見ありがとうございました。

結果を見て、それぞれ、課題点などもありますし、要望というところもあったと思いますので、これをこども計画に反映していければと考えております。

それでは、議題の（３）については以上とします。

最後に、議題の（４）「その他」についてです。

事務局から説明をお願いします

《事務局》

次回、第３回子ども・子育て会議の日程のご案内です。

日時は、６月２８日、金曜日の午前１０時からを予定しています。今回は、今回に引き続き、計画骨子（案）の検討、こどもの生活状況調査やこども・若者意識調査の分析結果報告などについて、議論を進めていきたいと思いますので、委員の皆様、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

《村上会長》

以上で事務局からご案内ありました。ご質問ありますでしょうか。

《若松委員》

すみません。議題（１）流山市こども計画の骨子（案）の最初の理念の議論の後で、１つ追加意見があったのですが、発言してよろしいでしょうか。

流山市こども計画の骨子（案）について、４ページに記載されている「②こども

や子育て当事者等の意見反映について」、「流山市こども会議」のようなこども等から意見を聴取する取り組みについて反映していきたいと書いてあり、非常に新しい試みとして期待をしたいところですが、以前にも発言したのですけれども、今ある流山のいろいろな市民の意見を聴く、パブリックコメントですとか、タウンミーティングとかでこどもが意見を表明する際の具体的な方法についても同時に検討していただけたらと思いました。

特に今後のスケジュールにおいて、12月から1月にかけて「・こども向け計画書概要版の検討」の予定があります。その際に、例えば、「こども向け計画書概要版」を作る際にパブリックコメントとして、こどもたち向けのパブリックコメントのプロジェクトをやってみるとか、その意見を集めて、こども会議を行い、こどもたちのパブリックコメントから「こども向け計画書概要版」を作成するような取り組みを検討していただければと思います。

《村上会長》

ご意見ありがとうございます。若松委員からいただいた意見もぜひ反映していければと思います。

それでは、次回、令和6年度第3回の会議は、今回に引き続き、計画骨子（案）の検討、こどもの生活状況調査やこども・若者意識調査の分析結果報告となる予定ですので、ご出席のほど、重ねてお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回流山市子ども・子育て会議を閉会します。お疲れ様でした。

以上